

【56用 語】

【諮問…しもん】意見を尋ね求めること、下の者の意見を求めること

【奉答…ほうとう】答申、貴人に対してお答えすること

【請願…せいがん】こいねがうこと、願い出ること

【至極…しごく】このうえなく、たいそう、非常に

【56解 説】

明治二十一年（一八八八）四月二十五日に公布された市制及び町村制に基づき、群馬県は同年七月十一日、県令第四六号によって「町村分合取扱の方法」を示達した。これをうけた南甘楽郡下の保美濃山・譲原・坂原三か村の人民総代らは、明治十七年以来連合村となっていた三か村の合併と、新たに「美原村」と改称することを郡長の横山三郎に請願した。

本文書は、この請願をうけた郡長が、三か村の連合戸長である新井平蔵へ諮問したのに対し、明治二十一年十月に、新井が提出した返答書である。内容は「至極適当ニシテ将来不動区域」であるとの理由から、人民惣代人の請願を採択してほしいというものである。

なお、美原村という村名は、保美濃山・坂原・譲原の文字の中から美原の二字を採って名付けられたものである。その後、美原村は昭和二十九年（一九五四）十月、鬼石町・三波川村と合併して多野郡鬼石町となるが、平成の大合併で平成十八年（二〇〇六）一月藤岡市へ編入された。